

定 款

大阪府美容生活衛生同業組合

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という）の規程に基づき組織し、美容業について衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争がある等の場合における料金等の規制、営業の振興の計画的推進等の措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、大阪府美容生活衛生同業組合（以下「組合」という）と称する。

(地 区)

第3条 組合の地区は、大阪府の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 組合は、事務所を大阪府中央区島之内1丁目21番13号に置く。

(支 部)

第5条 組合は地区内に次の場合に支部を置くことができる。

一 保健所の所管区域。ただし保健所がその権限を分掌する機関（保健福祉センター、保健センター等）を設置している場合には、この機関の一つに支部を置くことができる。

二 地域の実状に即し、理事会の議決を経て認められた場合。

2 支部の組織運営については、規約でこれを定める。

(公告の方法)

第6条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示して行う。但し理事長が必要であると認めるときは組合の機関紙等にも掲載する。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 組合は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一、過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され、若しくは阻害されるおそれがある場合における料金の制限。
- 二、前号に掲げる事態が存する場合における営業方針の制限
- 三、第一号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
- 四、組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 五、組合員の営業に関する共同施設
- 六、組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金斡旋（斡旋にかえてする資金の借入及びその借入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）
- 七、組合員の営業に関する技能の改善向上、又は技能者の養成に関する施設
- 八、組合員の雇用する労働者に対する教育訓練に関する事業
- 九、組合員の福利厚生に関する事業
- 十、組合員の共済に関する事業
- 十一、法第8条の3に規定する事業者台帳の作成に関する事業
- 十二、第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位の改善向上のためにする組合協約の締結
- 十三、組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業
- 十四、前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組 合 員)

第8条 組合員となる資格を有する者は、地区内で美容業を営む者とし、下記の通りとする。

- 一 支部に所属する組合員を「組合員」と呼ぶ
- 二 支部に所属しない組合員を「本部管理下組合員」と呼ぶ

2 組合員の責任は第67条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

(加 入)

第9条 組合に加入しようとする者は、組合所定の申込書に、氏名、名称、住所及び営業を行う場所ならびに引き受けようとする出資口数を記載し、加入金を添えて組合に提出しなければならない。

2 組合が前項の申込書を受理したときは申込人は組合員となるものとし、組合は遅滞なくこれを組合員名簿に登載し、これを公告するとともにその旨を本人に通知しなければならない。

3 加入金の額は、総代会で定める。

(加入者の出資の払込)

第10条 前条の規定により加入申込書を受理された者は、直ちにその引受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することにより加入するときは、この限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が、相続開始後60日以内に次項に従い加入の申出をしたときは、第9条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、所定の届出書にその旨を記載のうえ相続した者（組合員たる資格を有するもの）も氏名が記載された「検査確認済みの証」を添付し組合へ提出しなければならない。

(脱 退)

第12条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一、組合員たる資格の喪失
- 二、死亡又は解散
- 三、除名

2 組合員に前項第一号及び第二号の事由があったときは、本人又は相続人若しくは清算人は、支部を通じて組合に遅滞なくその旨を届け出なければならない

い。

- 3 組合員は第1項各号に定める事由によることなく、自由脱退しようとする場合は、所定の用紙を当月20日までに組合へ提出すれば当月において脱退することができる。ただし出資金払い戻しについては第14条に従う。
- 4 組合は、組合員が脱退したときは、組合所定の脱退者名簿にその旨を登載しなければならない。

(除名)

第13条 次の各号の一に該当する組合員は、総代会の議決によって除名することができる。

- 一、適正化規程に違反した組合員
- 二、出資の払込み、経費の支払い、組合費の納入、その他組合に対する義務を怠った組合員
- 三、組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- 四、組合の秩序を乱す行為をした組合員
- 五、組合の事業の利用につき、不正行為をした組合員
- 六、法令に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

- 2 除名対象である組合員には、総代会において弁明する機会が与えられなければならない。この場合においては、理事長は除名対象者である組合員に対し、その総代会の会日の一週間前までに書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び除名をなすべき事由を通知しなければならない。

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員は、組合を脱退したとき、その持分の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の持分は、脱退した日の属する事業年度の終わりにおける組合の純資産につき、その出資口数に応じて算定する。ただし、当該組合員の出資金額を限度とする。
- 3 第1項の規程による請求権は、2年間これを行使しないときは消滅する。
- 4 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合はその持分の払いもどしを停止することができる。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、当該事業年度末において、その出資口数を減少すべきことを組合に請求することができる。

- 一、営業を休止したとき。
 - 二、営業の一部を廃止したとき。
 - 三、その他理事会において、とくに止むを得ない事由があると認めるとき。
 - 四、美容会館取得のために出資口数を増加した組合員につき、その増加した分について出資口数の減少の請求があったとき。
- 2 組合は、前項の請求があったときは理事会においてその諾否及び前項四号の申出については、応じる口数と払いもどしの時期を決する。
- 3 出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

(適正化規程の遵守)

第16条 組合員は適正化規程を定めたときは従わなければならない。

- 2 適正化規程に違反した組合員は、理事会の議決により過怠金を納めなければならない。過怠金を賦課される組合員には、理事会において弁明する機会が与えられなければならない。この場合においては、理事長は当該組合員に対し、その理事会の会日の一週間前までに書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び過怠金を賦課する事由を通知しなければならない。
- 3 過怠金の額は、理事会で定める。

(届出事項)

第17条 組合員は、その氏名、名称、住所又は営業を行う場所を変更したときは、一週間以内にその旨を所定の用紙で組合に届出なければならない。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第18条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(出資一口の金額)

第19条 出資一口の金額は、五百円とする。

(出資の払込)

第20条 出資は、一時にその全額を払込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第21条 一組合員の有する出資口数は、組合の総出資口数の4分の1をこえてはならない。

(持 分)

第22条 組合員の持分は、組合の純資産についてその出資口数に応じて算定する。

第5章 総 会

(総 会)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第24条 総会は、第27条の規程により組合員が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を記載した書面を、組合員に送付して行う。

第25条 総代選任総会は、3年毎に5月末までの間において招集しなければならない。

第26条 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により何時でも理事長が招集することができる。

- 2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出し、総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。
- 3 前項の場合において当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は当該書面を提出したものとみなす。
- 4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第27条 前条第2項の規程により、総会の招集を請求した組合員は、その請求をした日から10日以内に総会招集の手續に着手しないときは、大阪府知事の承認を得て総会を招集することができる。

(総会の議長)

第28条 総会は、組合員のうちから議長及び副議長2名を選任する。

- 2 議長は、総会の秩序を保持し議事の進行を整理し、総会の事務を監督する。
- 3 議長及び副議長の任期は、3年後の通常総会で議長、副議長が選任されるまでとする。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたとき若しくは事故あるときは、あらかじめ議長が指名した副議長が、その職務を代行する。

(延期、続行の決議)

第29条 総会は、延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一、組合の解散
- 二、総代の選任（補欠の総代の選任を除く）
- 三、非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第31条 総会は、総組合員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権又は選挙権を行使する組合員は出席したものとみなす。

- 2 組合員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数の決するところによる。ただし組合の解散については総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 4 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、組合の解散についてはこの限りではない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一、総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）
 - 二、総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三、総会に出席した役員の氏名
 - 四、議長の氏名
 - 五、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第33条 組合員は、総会において各々一個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 組合員は、書面又は代理人をもって第24条第2項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について議決権又は選挙権を行使することができる。ただしその組合員の家族、若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。
- 3 組合員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 4 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を、支部を通じて組合に差し出さなければならない。

第6章 総代会

(総代会)

第34条 組合は、総会に代わるべき総代会を設け、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 総代の定数は、その選任のときにおける各支部に所属する組合員数を、それぞれ10で除して得た数（以下「支部総代定数」という。この場合に満たない端数は一とする。）とする。ただし本部管理下組合員は美容所所在地の支部組合員数に含める。
- 3 総代は、各支部に所属する組合員により、当該組合員のうちから支部総代定数に従って選出した者について、総会において選任する。総代選出後に、支部に所属する組合員数に変動がある場合においても、その総代の任期満了までは、各支部総代定数は変わらないものとする。
- 4 二つ以上の支部において、美容所を開設している組合員、または組合員たる法人の役員は、その属する支部のうち、いずれか一つの支部においてのみ総代の候補者となることができる。
- 5 同一支部において、二つ以上の美容所を開設している組合員、または組合員たる法人の役員は、その美容所の数にかかわらず総代の候補者については、1人の組合員、または組合員たる法人の役員とする。
- 6 1法人から総代の候補者となる事ができるのは1名だけである。
- 7 総代の任期は3年とする。ただし補欠の総代の任期は前任者の残任期間とする。

（総代会の欠員補充）

第35条 補欠の総代の選任は、全総代定数5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会において必要と認めた場合に、総代会において行う。

- 2 補欠の総代の選任は、欠員の生じた支部に所属する組合員により、当該組合員のうちから欠員数に従い選出した者について、総代会において行う。

（総代会の招集）

第36条 総代会は、第39条の規定により総代が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総代会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を記載した書面を、組合員名簿に登載してある総代の住所にあてて送付して行う。ただし、総会に引き続いて開催される総代会についてはこの限りではない。

第37条 通常総代会は、毎年5月末までに招集しなければならない。

第38条 臨時総代会は、必要に応じ何時でも招集することができる。

- 2 総代が総代総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総代会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集する事を決しなければならない。
- 3 前項の場合において当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は当該書面を提出したものとみなす。
- 4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第39条 前条第2項の規定により、臨時総代会の招集を請求した総代は、その請求をした日から10日以内に総代会招集の手続きに着手しないときは、大阪府知事の承認を得て臨時総代会を招集することができる。

（議 長）

- 第40条 総代会は、総代のうちから議長及び副議長2名を選挙又は選任する。
- 2 議長は、総代会の秩序を保持し議事の進行を整理し、総代会の事務を監督する。
 - 3 議長及び副議長の任期は、3年後の通常総会で議長、副議長が選任されるまでとする。
 - 4 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたとき若しくは事故のあるときは、あらかじめ議長が指名した副議長が、その職務を代行する。

第41条 総代会は、延期又は続行の決議をすることができる。

（総代会の議決事項）

- 第42条 次に掲げる事項は総代会の議決を経なければならない。
- 一、定款の変更（非出資組合への移行に係わるものを除く）
 - 二、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 三、組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
 - 四、借入金の限度額
 - 五、共済規程の設定、変更又は廃止
 - 六、小組合の設立に関する同意

- 七、振興計画の作成及び実施
- 八、共済金の削減又は共済掛金の追徴
- 九、適正化規程の設定、変更又は廃止
- 十、規程の設定、変更又は廃止
- 十一、法第8条の規定による組合協約に係わる承認
- 十二、法第56条の6の規定による申出の決定
- 十三、法第57条の規定による申出の決定
- 十四、役員を選任
- 十五、役員に対する報酬の額
- 十六、補欠総代の選任
- 十七、組合員の除名
- 十八、主要な財産の取得及び処分
- 十九、その他定款で定める事項

(総代会の議事)

- 第43条 総代会は、総代の半数以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権又は選挙権を行使する総代は、出席したものとみなす。
- 2 総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。ただし、次に掲げる事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 一、定款の変更（非出資組合への移行に関わるものを除く）
 - 二、適正化規程の設定、変更又は廃止
 - 三、特殊契約の締結に係わる法第14条の第2項の承認
 - 四、組合員の除名
 - 五、法第56条の2の申出
 - 六、法第57条第1項の申出
 - 七、大阪府美容会館の土地、建物の処分
- 3 総代会においては、出席した総代の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、次に掲げる事項については議決することができない。
- 一、定款の変更
 - 二、適正化規程の設定、変更又は廃止
 - 三、組合員の除名
 - 四、法第56条の2第1項の申出
 - 五、法第57条第1項の申出

(議事録)

第44条 総代会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一、総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）
 - 二、総代会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三、総代会に出席した役員の氏名
 - 四、議長の氏名
 - 五、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第45条 総代は、総代会において各々一個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 総代は、書面又は代理人をもって第36条第2項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、他の総代でなければ代理人となることができない。
- 3 代理人は、2人以上の総代を代理することができない。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を支部を通じて組合に差し出さなければならない。
- 5 前項の場合において第2項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 6 総代は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 7 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第7章 役員、顧問、相談役支部長及び職員

(役員)

第46条 組合に次に掲げる役員を置く。

一、理事 35名以内

二、監事 3名以内

- 2 理事は、少なくとも三分の二以上は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。監事は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(役員選挙及び選任)

第47条 役員選任は、役員選任規程により選出された候補者について総代会で選任する。

- 2 理事又は監事のうち定数の三分の一を超える者が欠けたときは3カ月以内に補欠選挙をしなければならない。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ね、又は職員を兼ねることができない。
- 4 理事に就任した支部長、総代は直ちに支部長、総代の資格を失う。

(任期)

第48条 理事及び監事の任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総代会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

- 2 理事若しくは監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員であることを要する理事もしくは監事は、組合員の資格を喪失したとき若しくは組合員である法人の役員でなくなったときは、理事若しくは監事としての身分を失う。

(理事の職務及び権限)

第49条 理事は、組合の業務の執行を決議する。

- 2 理事は、法令及び定款の定め並びに總會、総代会及び理事会の決議に従い、組合のために忠実に職務を執行しなければならない。

(役員責任)

第50条 理事若しくは監事が、その職務を怠ったときは、組合に対してその理事若しくは監事は、連帯して組合の受けた損害額について弁済又は損害賠償の責に任ずる。

- 2 前項の場合において理事若しくは監事が、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事若しくは監事は第三者に対しても連帯して損害賠償の責任を負う。

- 3 第1項の行為が理事会の決議に基づいてされたものであるときは、その決議に賛成した理事はその行為をなしたものとみなし、当該決議に参加した理事で議事録に異議をとどめなかった者は、その決議に賛成したものとみなす。

(理事長等の選任)

第51条 組合に理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事若干名をおくものとし、常務理事の数については、理事会の同意を得て理事長がこれを定める。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は理事会において選任する。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事の職務)

第52条 理事長は、組合を代表し、業務を総理し、執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき若しくは事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序にしたがい、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長の指示を受けて、常時組合の業務を掌理し統括する。
- 4 常務理事は、理事長の指示を受けて、担任する組合の業務を処理する。この場合の担任業務については、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(監事の職務及び権限)

第53条 監事は、総代会に提出しようとする事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監査し、総代会にその意見を報告しなければならない。

- 2 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧を行い、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

第54条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、理事若しくは監事の解任を請求することができる。

- 2 前項の規程による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を総代会の議に付し、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求にかかる理事若しくは監事は、その職を失う。

- 4 解任請求にかかる理事若しくは監事には、総代会において弁明する機会が与えられなければならない。この場合においては、理事長は当該理事若しくは監事に対し、総代会の1週間前までに書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び解任をなすべき事由を通知しなければならない。
- 5 第26条第2項及び第27条の規定は第3項の場合に準用する。

(顧問、及び相談役)

第55条 組合に顧問、及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、多年美容業界に功績のある者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(支部長)

第56条 組合は支部毎に支部長をおく。

- 2 支部長は、当該支部に所属する組合員の選出した者について、理事長が任命する。
- 3 支部長の任期は3年とする。
- 4 支部長は、支部を代表し支部の担当する組合の業務を処理し、組合の業務の運営について必要ある場合は、理事長に意見を述べることができる。

(職員)

第57条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を若干名置く。
- 3 職員は理事長が任免し、理事長の命を受けて組合の事務に従事する。ただし、事務局長の任免については、理事会の同意を必要とする。
- 4 職員の定員並びに給与は、理事会において定める。

第8章 理事会

(理事会)

第58条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

- 2 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 理事は、第59条第4項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。
- 5 前項の場合において当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は当該書面を提出したものとみなす。

(理事会の招集)

第59条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し議長となる。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対して、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することが出来る。
- 3 前項の請求があった場合において、5日以内に、その請求の日から2週間内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求した理事が理事会の招集をすることが出来る。
- 4 理事会の招集は、会日の7日前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
- 5 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第60条 理事会は、次に掲げる事項及び重要な業務執行を議決する。

- 一、総会又は総代会の招集および提出する議案の決定
- 二、員外理事（非組合員）候補者の承認
- 三、規約の設定、変更又は廃止
- 四、業務運営の具体的方針の決定
- 五、業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項
- 六、固定資産、その他、輕易な財産権の取得又は処分
- 七、適正化規程に違反した組合員に対する過怠金の賦課並びに額の決定
- 八、組合員、組合職員並びに組合員の営業に従事する従業員の表彰
- 九、その他、この定款に定める事項

(理事会の議事)

第61条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 理事会に出席することの出来ない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により議決に加わることができる。

- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決についての特別の利害関係がある理事は、議決に加わることが出来ない。
- 5 第1項の議決については、前項の規定により議決に加わることの出来ない理事の数は、出席した理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

第62条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに記名捺印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一、理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）
 - 二、理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するとき
 - イ、定款第59条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - 三、議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
 - 五、議長の氏名

第9章 事業年度

(事業年度)

第63条 組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10章 業務の執行及び会計

(定款その他書類の備付け及び閲覧)

第64条 理事は、定款及び適正化規程を各事務所に、組合員名簿及び総代名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事は、総会、総代会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 第1項の組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない

一、氏名又は名称及び住所

二、加入の年月日

- 4 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し、第1項及び第2項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備え付け及び閲覧)

第65条 理事長は、通常総代会の会日の3週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を総代会会日の1週間前までに、常時事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事長は、監事の意見を添えて、前項の書類を通常総代会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は何時でも、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第66条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、何時でも理事長に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(組合費)

第67条 組合は、組合員に経費並びに組合発行の機関紙購読料を賦課する。

- 2 前項の賦課金(以下「組合費」という。)の額及びその徴収方法は、事業年度毎に総代会において決定する。
- 3 組合員は、組合費の支払いについて、組合に対する自己の債権から差引を求めることができない。

(使用料)

第68条 組合は、第7条第5号の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課すことができる。

- 2 前項の使用料の額及び徴収の方法は、理事会において決定する。

(手数料)

第69条 組合は、組合員にかわって、当該組合員の利益のためになした行為に対して、

手数料を課することができる。

- 2 前項の手数料の額及び徴収の方法は、理事会において決定する。

(延滞金)

第70条 組合は、組合員が組合費、使用料、手数料及び過怠金の支払い並びに出資金の払い込みその他この組合に対する債務を履行しないときは、履行期の到来した日の翌日から履行の日までの日数に応じ、日歩4銭に相当する額の延滞金を徴収することができる。

(貸付金、保証金額の限度)

第71条 一組合員に対する貸付金及び一組合員のためにする債務保証の額の最高限度は、事業年度毎に総代会の議決をもって決定しなければならない。

(法定準備金)

第72条 組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の過剰金の10分の1以上を、法第49条の4第1項の準備金として積立てるものとする。

- 2 第14条3項の規定により払いもどしをしない金額は、前項の準備金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第73条 組合は、毎事業年度の過剰金の10分の1以上を、特別積立金として積立てるものとする。

- 2 前項の特別積立金は、損失の補てんに充てるものとする。ただし、総代会の議決により、臨時、緊急の費用に充当することができる。

(剰余金及び繰越金)

第74条 一事業年度における総益金に、総損金及び繰越損益金を加減した額から、第72条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金及び納税引当金を控除した額を、剰余金とし、総代会の議決により、これを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第75条 剰余金の配当は、総代会の議決を経て、年1割の範囲内において、毎事業年度末における組合員の出資額に応じてする。

(損失金の処理)

第76条 損失金の補てんは、第73条の規定による。なお、不足があるときは、第72条の準備金をもって行う。

(職員退職給与掛金)

第77条 組合は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業掛金として、退職給与規約に相当する金額内で月掛けをする。

(経理の区分)

第78条 組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

第11章 解 散

(解 散)

第79条 組合は、次に掲げる事由により解散する。

- 一、総会の議決
 - 二、破 産
 - 三、大阪府知事の解散命令
- 2 前号第一号の総会の決議は、大阪府知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 組合が解散したときは、破産による場合を除いては、理事が清算人となる。ただし、総会において別に清算人を選任したときは、この限りではない。

第12章 雑 則

(規 程)

第80条 この定款に定めるもののほか、役員選挙(又は選任)、総会または総代会運営規程及び会計に関する事項は、総代会の議決により規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款変更規程は知事の認可のあった日から起算して15日後に施行する。

(経過規程)

- 2 出資の払込は、この定款の認可のあった日から1カ月以内に行わなければならない。

昭和32年11月25日	設 定
昭和33年5月22日	一部変更
昭和34年5月8日	一部変更
昭和35年5月24日	一部変更
昭和37年5月10日	出資組合への移行に伴い改正
昭和40年5月21日	一部変更
昭和41年5月16日	一部変更
昭和45年7月27日	一部変更

附 記

昭和45年6月6日づけ申請の定款一部変更は、次の条件をつけて認可する。

昭和45年7月27日

大阪府知事 左 藤 義 詮

条件

1. 支部長が意見を申し述べるときはあらかじめ書面または、口頭をもってするものとし、みだりに理事会に出席し、議決に加わる等およびこれに類似の行為をせしめないこと。
2. 理事会が必要と認めるときは支部長の出頭を求め当該意見について、説明若しくは事情を聴取することは支障ないものとするも理事会はこれによって何らの拘束をうけるものではないこと。
3. この条件第1項および第2項は、必ず理事会運営規程に記載し、その運用に誤りなきを期すること

昭和61年7月1日	一部変更
昭和63年8月17日	一部変更
平成元年7月12日	一部変更
平成2年8月13日	一部変更
平成4年6月20日	一部変更
平成10年5月25日	一部変更

平成12年6月26日 一部変更

平成13年1月6日 法改正により名称変更

大阪府美容環境衛生同業組合 から 大阪府美容生活衛生同業組合へ変更

平成17年5月23日 一部変更

平成18年5月22日 一部変更

平成19年5月28日 一部変更

令和6年1月30日 一部変更